高松市市民活動保険　Q＆A

分野	No.	質　問	回　答
制度	1	「市民により自主的に組織され、計画的に市民活動を行う団体」とはどんな団体がありますか。	コミュニティ協議会を始め、自治会、子ども会、婦人会のようなコミュニティ組織や、読み聞かせや手話などのボランティアグループ、環境保全や地域おこし、教育・文化・スポーツ振興、国際交流などに取り組む市民グループ、NPO法人など、様々な団体が考えられます。こうした公益的活動を年間計画をもって取り組んでいる団体を言います。
	2	事前に団体登録や名簿を提出する必要はありますか。	事前の団体登録手続きや、事業計画書・名簿の提出は不要です。 ただし、事故があった際は必要に応じて団体の会則・活動計画書・参加者名簿などを提出していただく場合がありますので、日頃から備えておくようにしてください。
	3	市外に住んでいる人が高松市で活動する場合は保険の対象になりますか。また、市外での活動も対象になりますか。	市内に活動の拠点を置く市民活動団体等において活動を行う方は、市外在住者であっても対象です。また、市内に活動拠点を置く市民活動団体等が、市外で活動を行う場合も補償の対象です。 なお、市外に活動拠点を置く団体が、高松市内で行う活動は対象とはなりません。
	4	個人での活動は対象外ですか？	個人が自発的に個人の意思で活動（例えば近くの公園の掃除をするなど）する場合は、活動や事故の客観的な確認が難しいため、対象となりません。
	5	無報酬とは具体的にどういうことですか。	無報酬とは労働（活動）の対価を得ていないということです。ただし、報酬や活動のお礼として謝金等を受け取っていたとしても、1日3,000円以内であれば、この金額は昼食代や交通費等の実費弁償程度とみなし、補償の対象となります。
	6	実費弁償とは具体的にどういうことですか。また、目安となる金額はありますか。	実費弁償とは昼食代や交通費、材料費などの経費のことで、実費弁償の内訳が確認できる場合は、補償対象になります。ただし、実費弁償の内訳が明確でない場合でも、実費として受け取った金額が1日3,000円以内であれば、補償の対象とします。
対象となる活動・事故	1	活動に参加しない見学者が事故にあった場合は補償の対象になりますか。	【傷害保険】 単に観覧・応援・見学をしている人、サービス・施設を利用しているだけの人、指導者又はスタッフが参加を把握していない人、乳児など自発的参加意思のない人は、直接的に活動を実践する人とみなさないため、傷害保険の対象外です。 【賠償責任保険】 活動を主催する団体等の過失により見学者などに損害を与えた場合は、賠償責任保険の対象になる可能性があります。
	2	自宅と活動場所の行き帰りの途中の事故は補償の対象になりますか。	【傷害保険】 市民活動を行う場所と住居との通常経路及び方法による往復途中にケガをした場合、傷害保険の対象になります。当該活動に係る当日の参加者名簿及び経路図など、往復途中であることの証明書類が必要となりますので、事故報告書と併せてご提出ください。 ※往復途中に私用で寄り道をした場合は対象外です。 【賠償責任保険】 往復途中の賠償事故（他人にケガをさせた場合、財物に損害を与えた場合）は対象外です。
	3	神社やお寺の掃除は保険の対象になりますか。	神社やお寺のお祭りの準備として清掃活動を行う場合などは、神事や宗教活動とみなされるため対象外です。ただし、自治会が主催で、地域の清掃活動の一環として清掃を行う場合などは対象となります。
	4	スポーツ活動は保険の対象になりますか。	本保険では青少年健全育成又は地域交流などを目的として行われる、危険度の低いスポーツのみ補償の対象としています。例えば、地域が主催する運動会や子ども会のスポーツ大会などの、指導者やスタッフ等は対象になります。ただし、単なる行事への参加者や競技者は補償対象にはなりません。 なお、スポーツ活動の競技を主な目的として組織された体育協会、スポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ活動の事故は対象外です。
	5	グループでコーラスをしており、月１回、老人ホームへ慰問に行きコーラスを披露しています。補償の対象になりますか。	対象になります。社会福祉施設等への援護活動は市民活動に含まれます。 ただし、普段の練習は個人の技能向上の活動として対象外です。
	6	ごみステーションの当番作業者（役職のない自治会員）も対象になりますか。	対象となります。自治会の計画的な公益活動なので対象となります。
	7	環境美化等のため、チェンソーや草刈機を使った活動は対象になりますか。	チェンソーなどで木を切り倒す作業や高所での枝打ち作業など危険度が高い活動は対象となりません。草刈機などを使用しての下草刈作業については対象となります。
	8	高潮や台風などで、自主的に個人や地元業者が重機を出して地域の浸水対策に使ったときに、塩害で故障した場合は対象になりますか。	対象外です。個人的なボランティア活動であり、本制度が対象としている市民活動団体等での活動とはいえないこと、また天災時の現地ボランティアであり危険度の高いものと考えられるので対象となりません。
	9	コミュニティ協議会や自治会の会議や、旅行等は対象になりますか。	本制度の対象となる市民活動団体等（コミュニティ協議会や自治会等）の活動のうち、総会や役員会等の会議は対象となる活動に当たることから保険の対象となります。 ただし、親睦旅行や懇親会等は公益性が低い活動のため、対象となりません。
	10	行事の準備などで買い物にいった場合に、その道中の事故も対象になりますか。	行事のための打ち合わせや買い物等の準備も対象となります。ただし、行事のための買い物のついでに自宅の買い物をしたり、買い物以外に個人的な用事で別の場所に寄るなどした場合、すでに市民活動中とはいえない状況となっているので、対象外となります。

分野	No.	質　問	回　答
傷害事故	1	対象にならない傷害事故とはどのようなものですか。	対象とならない傷害事故の主な例は次のとおりです。 ・急激かつ偶然な外来の事故ではないもの ： 靴擦れ、しもやけ、凍傷、疲労骨折など ・活動との因果関係の証明が困難なもの ： むち打ち、腰痛（ヘルニアを含む）など医学的他覚所見（理学的・神経学的・臨床・画像検査等により認められる異常所見のこと。医学的に明確な判断）のないものや、持病により引き起こされた、又はその可能性が高い症状 ・活動との因果関係の証明が困難なもの ： 活動中に起きた心筋梗塞、急性心不全、脳梗塞等の疾患や心神喪失など
	2	活動中の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒は、傷害保険の対象になりますか。	対象になります。ただし、食中毒については法令に基づいて保健所が決定した事故のみ対象です。単なる腹痛や下痢、体調不良は対象外です。
	3	災害が起こり、自治会で避難所の炊き出しをしていた際にやけどをしてしまった場合、傷害保険の対象になりますか。	被災地での給水・炊き出しボランティアなど復旧活動は対象になります。 なお、災害によるけが、危険度の高い救助活動などは対象外です。
	4	鍼灸院で治療を受けました。傷害保険の対象になりますか。	対象外です。保険の対象となる治療は「医師又は柔道整復師による治療」をいいます。それ以外の人がした行為は、保険の対象外です。 また、医師による治療を受けず、薬局で薬を受け取るのみでは通院に該当しません。
	5	活動中、犬に噛まれてケガをしました。保険の対象になりますか。	【傷害保険】 動物によるケガは、傷害保険では対象になります。（ケガをした本人が飼育する動物による事故を除く） 【賠償責任保険】 動物（ペットを含む）による事故は対象外です。
賠償事故	1	自治会の清掃活動で、草刈機を使用中に跳ねた石が他人の自動車に当たり窓ガラスを割ってしまった場合、賠償責任保険の対象になりますか。	対象になります。ただし、会員の所有する物品が破損し、破損の原因が所有者本人にある場合、活動中の事故であっても保険の対象外となります。
	2	イベント等のノボリを道路脇に設置後、風等で倒れて第三者へ被害を与えてしまった場合、補償の対象になりますか。	市民活動団体等が主催し、本制度の対象となる活動で設置したノボリ旗が、設置後、第三者に対して被害を与えてしまった場合、賠償保険の対象となります。目撃者等の確保が難しい場合は、現場の写真を撮るなど、客観的に証明できるものの提出が必要となります。 ただし、台風による強風の場合など、不可抗力とみなされ対象外となる場合もあります。
その他	1	今まで加入していた他の保険は必要なくなりますか	補償内容、補償範囲がそれぞれ異なりますので、団体等で判断していただくことになります。 なお、補償内容が必要最低限となっていること、危険な作業を伴う活動・営利を伴う活動や宗教活動など、この保険では対象とならない活動もあることから、内容をよく比較検討してください。 特に、市民活動保険は、活動を行うスタッフや直接的に活動に参加する方（清掃活動、防災訓練など）が対象であり、受講生、観覧者、見物人、競技者、出演者などは、対象になりませんのでご注意ください。
	2	この保険のほかに保険契約している場合でも、保険金は支払われますか。	【傷害保険】 他の保険に関係なく本保険からも傷害保険金が支払われます。 【賠償責任保険】 支払われますが、保険金額は他の保険契約と按分されますので、本保険の他に保険契約している場合は、協働コミュニティ推進課へお申し出ください。
	3	制度の内容が変更されることはありますか。	制度の内容は毎年変更される可能性があります。（変更される場合は４月１日から。） 年度始めには内容の確認をお願いします。高松市ホームページ「高松市市民活動保険制度」
	4	事故報告書はいつまでに提出すればよいですか。	【傷害保険】 事故日から30日以内に提出してください。提出が遅れたことにより、事実関係や事故当時のケガの症状確認ができない場合は保険の対象外です。 【賠償責任保険】 保険会社と協議をしながら手続きを進める必要があるため、事故が起こったら、速やかに事故報告書を提出してください。事故報告書の提出（＝保険会社への連絡）がないまま当事者間で修理等を進めてしまうと、保険金が支払われない場合があります。 また、準備でき次第、事故状況の分かる写真（車の被害の場合はナンバープレートと被害箇所が一緒に写っているもの）、修理等の金額が分かる見積書のコピーを提出してください。
	5	事前に計画書を作成したり、名簿をつくることができない場合も想定されますが、その場合は対象にならないのですか。	市民活動制度の目的や、保険料を市税で賄うことなどを踏まえ、その活動が公益性や計画性などの要件に基づくものとしています。これらを保証するため、可能な限り事前の計画や名簿の作成に努めていただきますようお願いします。 また、計画したイベントの準備のための打ち合わせなど、事前に決められない場合もありますが、計画されたイベントのための準備なので、そのための会合も対象となります。
	6	市民が参加する事業を市民活動団体で主催する場合に、事業全体でイベント保険等に加入することがありますが、その場合は、一般参加者だけをイベント保険の加入者にして、市民活動団体のスタッフは市民活動保険制度を利用すればいいですか。	補償内容、金額に差異が生ずる可能性がありますので、主催者でイベントごとに判断していただくことになります。傷害保険は複数の保険を併用してもそれぞれ保険金は支払われます。賠償保険は他の保険契約と按分されます。